○四国地方整備局告示第９６号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成２１年９月１０日

四国地方整備局長　足立　敏之

第１　起業者の名称　徳島県

第２　事業の種類　一般国道438号改築工事（徳島県徳島市南二軒屋町一丁目地内から同市城南町二丁目地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　徳島県徳島市南二軒屋町一丁目及び南二軒屋町字西山並びに城南町一丁目及び二丁目地内

２　使用の部分　徳島県徳島市南二軒屋町字西山並びに城南町一丁目及び二丁目地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、徳島県徳島市南二軒屋町三丁目地内から同市城南町二丁目地内までの延長410ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道438号改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道438号（以下「本路線」という。）の改築は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第３項の規定に基づく一般国道の改築であり、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けた一般国道ではないことから、道路法第13条第１項の規定に基づき、本件区間の存する徳島県が管理を行うこととなる。

これらのことなどから、徳島県は本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

（１）得られる公共の利益

本路線は、徳島県徳島市を起点とし、名東郡佐那河内村、名西郡神山町、三好市、美馬郡つるぎ町、美馬市、香川県仲多度郡まんのう町及び丸亀市等を経由し、坂出市に至る総延長171.4kmの路線であり、徳島県内における本路線は、徳島県東部の都市地域と西部の山村地域を結ぶ産業及び日常生活を支える主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、自動車の交通量が多く、また、付近に徳島県立城南高等学校及び徳島市立八万中学校等が存するため歩行者及び自転車利用者（以下「歩行者等」という。）の交通量が多い区間となっているにもかかわらず、平均幅員が6.5ｍと狭小で、自転車歩行者道が整備されていないことから、歩行者等は車道の通行を余儀なくされており、安全かつ円滑な交通が確保されておらず、自動車の安全かつ円滑な交通も阻害されている状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、本路線における自動車交通量は徳島市城南町二丁目地点において18,835台／日、混雑度2.14となっている。また、起業者が平成19年度に本件区間内の城南町地点で調査したところ、自転車の交通量は1,817台／12時間、歩行者の交通量は166人／12時間となっている。

また、本件区間は、徳島市中心部に近接し、沿道には小規模店舗等が連たんしていることから、店舗等への出入り及び荷さばき等のための車両の停車により、自動車等の安全で円滑な交通が妨げられている。

本件事業の完成により、自転車歩行車道及び停車帯を備えた２車線の道路が整備されることから、歩行者等の交通が自動車交通と分離され、安全な通行が確保されるとともに、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、自動車の安全かつ円滑な交通が確保されることとなり、本路線の主要幹線道路としての機能の向上が図られることが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で検討したところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満足するものと判断しており、今後も必要に応じて観測を行い、良好な環境を維持するよう努めていくこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

（２）失われる利益

起業者の調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、起業者が特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

（３）事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第１級の規格に基づき、現道を自転車歩行車道及び停車帯を備えた２車線の道路に改築する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業計画は、昭和48年12月21日付け徳島県告示第61号で都市計画決定された徳島東部都市計画道路３・５・45号幸町南二軒屋線と基本的に整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

（１）事業を早期に施行する必要性

３（１）で述べたように、現道は、道路幅員が狭小で自転車歩行車道が設置されていないため歩行者等が危険にさらされており、歩行者等の交通が自動車交通と分離されていないため慢性的な交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期にこのような状況の緩和を図る必要があると認められる。

また、徳島市等より、本件事業の早期完成について強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

（２）起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　徳島県徳島市役所